

お知らせ＜伝染病＞

保護者様

学校法人田澤学園

お子さまが伝染症の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。
ご参考までに学校保険法にさだめられたものを付記いたします。登園停止の期間については、症状により医師に伝染の恐れがないと認められたときはこの限りではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ (鳥および新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで。
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで。または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで。
3	麻疹 (はしか)	解熱した後、3 日を過ぎるまで。
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが現れた後 5 日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで。
5	風疹 (三日ばしか)	発疹が消えるまで。
6	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
7	咽頭結膜熱 (プール熱)	おもな症状がなくなった後 2 日を過ぎるまで。
8	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
9	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
10	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
11	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
12	溶連菌感染症	治療開始 1 日をすぎ全身状態がよくなるまで。
13	伝染性紅班 (りんご病)	発疹以外の症状がなくなるまで。
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで。
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで。
16	その他の伝染病 ()	

※ 登園するときにお持ちください。(R1.10 改定)

証 明 書

東一の江幼稚園

東一の江保育園こすもす 園長 殿

組 氏名

病名

月 日から登園してもよいことを証明いたします。

令和 年 月 日 医師